

## 本年度の優良運転代行業者評価制度について

優良運転代行業者評価認定委員会では、本年度は優良認定制度の受付を見送り、現行の優良認定制度を運営する段階で発生した問題点をすべて解決した上で、来年度から認定制度を再発足する意向を表明しました。

以下、優良運転代行業者評価認定委員会が発表した文書です。

### 平成26年度の優良運転代行業者評価制度への対応について

1. 当委員会は、平成26年度は優良運転代行業者評価制度の受付は行わず、次期の更新・新規受付に備えることとしました。次期受付の詳細は平成27年夏までに周知し、現行の第1期(平成27年10月末まで)の更新と第2期(平成27年11月から平成29年10月末まで)の新規受付が円滑に運ぶよう努めます。
2. 運営に携わる優良運転代行業者評価認定委員会と、それに協賛する公益社団法人全国運転代行協会と公益財団法人運転代行振興機構は、創設第1期の過程における問題点、特に優良認定制度に定める「損害賠償措置が万全である」という認定要件に日割精算方式が適合するか否かについて検討し改善することによって、制度に対する一層の信頼獲得を目指します。
3. 今後は当委員会として、現在の優良認定事業者や利用者・飲食店等の意見に耳を傾け、制度の充実を図りながら効果的な広報・情報発信手段を検討し、本制度の周知と優良認定事業者のメリット向上にさらに力を傾注いたします。

平成26年10月31日

優良運転代行業者評価認定委員会

## 事務・権限移譲について国土交通省から説明

去る10月22日、国土交通省にて自動車局旅客課旅客運送適正化推進室清水室長から当協会に向けて自動車運転代行業に関する国土交通大臣の事務・権限を地方自治体に移譲する件の進捗状況についての説明がありました。11月末をめどに各都道府県で担当部署を決定し報告を受ける。受け入れ部署が決定した後はその部署に対し、技術的な助言を行い、従前通りに事務手続きが行えるように支援するとの説明がありました。

- 国土交通大臣から都道府県に移譲される内容
  - ・都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意
  - ・都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意
  - ・都道府県公安委員会からの変更の届出の通知の受理
  - ・都道府県公安委員会からの認定書の返納の通知の

受理

- ・自動車運転代行業約款の届出受理
  - ・自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査
  - ・都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知の受理
  - ・自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知
  - ・都道府県公安委員会による営業の停止命令の要請
  - ・都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る事前の協議・同意
  - ・都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意
- ※この事務・権限移譲を機に、運転代行に係る諸問題を都道府県が身近なものにとらえて、業界の健全化を促進する動きが高まることを、協会として大いに期待するところです。



## JDA ニュース 100 号発刊を迎えて



会長 丹澤 忠義

社団法人設立から今日に至るまで、一貫して全国運転代行協会に携わってきたものとして、機関紙であるJDAニュースの100号発刊を迎え、万感胸に迫る思いがいたします。

思えば平成5年当時、業界にはすでに全国規模の組合団体がいくつか存在しており、その主だった事業者たちは業界の将来を見据えて、業界の発展には業界が社会から認知され信頼されなければならず、そのためには運転代行業の規範となる法律が必要であるとの認識で一致していました。

そのためには法制化に向けて行政と折衝する団体すなわち社団法人が必要で、その手がかりとして、まず任意団体である全国運転代行協会を設立しました。この団体への求心力強化を図りながら社団法人許可に取り組んだ結果、法人設立という高いハードルを越えて、平成8年3月1日社団法人全国運転代行協会が、警察庁と運輸省(現国土交通省)の設立許可を得て発足することができました。

以来18年余にわたり、当協会は飲酒運転根絶の受け皿である運転代行業の健全な発展のため活動を続けてまいりました。適正化法見直しに際しては、業界健全化を促進するための法改正実現をめざして運動し、一定の成果を得ました。平成23年には公益法人改革のもと、当協会は総会の決議を経て公益社団法人申請に踏み切り、無事公益認定をいただき新たに公益社団法人として発足することができました。

交通安全に寄与するための運転代行業に課せられた役割は、お客様の生命・財産を安全・安心にお届けすることです。そのためには法令を順守することはもちろん、事業者、従業員が誇りを持って業務に従事できる環境を構築しなければなりません。

来年4月から施行される地方自治体への運転代行事務・権限移譲を、当協会では業界健全化促進のための機会ととらえて、都道府県支部を主体に置いたさまざまな活動を展開する予定であります。運転代行が一日も早く隙間産業的体質から脱却して、交通安全に寄与する準公共交通機関であることの自覚を持って事業に取り組める業界となることをめざして、今後も活動を続けてまいります。

JDAニュースが、150号、200号に到達するまで変わらぬ御支援をお願い申し上げ、100号発刊の挨拶とさせていただきます。

## 目次

JDA ニュース 100 号発刊を迎えて 丹澤会長	P1
創刊 100 号までの協会の歩み	P2~P4
平成 26 年度も全国で支部活動を活発に展開	P4~P7
本年度の優良運転代行業者評価制度について	P8
自動車運転代行業の事務・権限移譲について国土交通省が説明	P8

# 創刊100号までの協会のおゆみ

## 平成5年頃 協会設立までの業界の状況

昭和が平成へ改まる時期、日本中がバブル景気で沸き立っていました。運転代行業界も好景気のもとでほどほどに潤っていた時期でした。しかし、当時の運転代行業は事業としての法的規制がなかったため、利用客と事業者の双方がとてつもない事業環境にありました。

この時期、業界にはすでに全国規模の組合団体が複数存在しており、その主だった事業者たちは業界の将来を見据えて、業界の発展には多くの人びとから業界が認知され信頼されなければならない、そのためには運転代行業の規範となる法律が絶対に必要であるとの認識で一致していました。

どんな業界であれ、法律を求めて事業の法制化を行政に働きかける場合は、業界を代表する社団法人を通して行政との折衝に臨むことが通例となっていました。そこで業界としても既存の団体が集まって、国から社団法人の許可を得るための受け皿となる任意団体、全国運転代行業協会を平成5年2月に設立、この団体への求心力強化を図りながら社団法人の設立許可へ向け取り組みを開始しました。

## 平成8年 社団法人全国運転代行協会の設立

社団法人の設立許可基準は非常に厳しく、これをクリアすることは困難と考えられましたが、業界の先達たちの不屈の闘志と実行力により高いハードルを越え、ようやく平成8年3月1日社団法人全国運転代行協会が警察庁と運輸省（現国土交通省）の設立許可を得て、現事務所をもとに発足しました。

同年5月28日には社団法人設立記念祝賀会が催され、関係各界から多数の来賓の臨席がありました。なかでも国会議員の先生方が30余人も出席され、すべての議員から祝辞をいただきました。こうしてこの新しい業界の存在がしっかり認知されました。社団法人発足時に協会が掲げた目標は●お客様に信頼され、安全で安心して利用されること●事業者が誇りをもって仕事ができること●そのためには法整備が必要なこと、の3点でありました。

協会は、会員事業者の参加による各種の委員会を通して、業界のレベル向上をめざした活動を展開しな

がら、最重点目標である運転代行業のための法律制定実現へ本格的な活動をスタートさせました。

## 平成10～12年頃 法律ができる直前の状況

協会の中に法制化研究プロジェクト会議が平成9年8月発足しました。会員事業者によるこのプロジェクト会議での議論は多岐にわたり、会議は回を重ねました。翌10年8月、プロジェクト会議は「運転代行業の法制化」と題して、運転代行業を登録事業と位置付ける構想をまとめました。

この時期、タクシー業に係る規制緩和をテーマに、業界代表、有識者、行政官で構成された運輸政策審議会が運輸省主催で行われていました。そこでは運転代行業についても論議が行われて、タクシー類似行為の排除と二種免許の義務化が論点でした。

平成10年10月、協会は運輸政策審議会タクシー小委員会に招かれて、協会が求める法律についてヒアリングが行われ、協会は「運転代行業の法制化」の構想を提示して説明を行いました。運輸政策審議会は、翌11年4月、運輸大臣宛に答申書を提出しましたが、その中に運転代行業について何らかの規制の必要性がある旨示唆がありました。

平成13年1月、運転代行業の法律試案が公表されました。同時に二種免許の義務化が法律公布3年後に実施されることが示され、これに対して業界は一斉に猛反発し、二種免許問題で業界は大揺れの状態となりました。

## 平成13年 運転代行業法の制定

業界宿願の運転代行の事業法が実現しました。「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」（略称「運転代行業法」）が平成13年6月20日公布、翌14年6月1日施行されました。

この法律公布と同時に道路交通法の免許に関して改正が行われ、客車運転者に二種免許義務化が定められ、平成16年6月1日から実施されることになりました。

運転代行業法は事業者の認定制を根幹として交通の安全と利用者の保護を目的とするもので、全35条からなるコンパクトな事業法でした。

お客様を守るために損害賠償措置の義務が事業者に

課せられ、従来行ってきた共済は、国が認可する共済として国土交通省令に規定されました。国の認可共済第1号はJD共済協同組合でした。

法律施行後、運転代行業に新規参入する事業者が急増しました。認定基準が緩いことから手軽に代行業を始める事業者が増え、アルバイト感覚の事業者が多く、その結果過当競争が激化して代行料金のダンピングや無保険営業などの違法行為を生み、事業環境の悪化を招くことになりました。

## 平成15～16年頃 運転代行業法施行後

運転代行業法施行後1年が経過した時点で、事業者が法律に対しどのような意見を持っているかについて、協会はアンケートを実施し、「無保険事業者の存在」「随伴車の無届け増車の存在」「認定審査の甘さ」「行政の指導・取締りの要望」「料金ダンピング防止対策への要望」等の意見が寄せられました。これらの意見は施行5年後の法律見直しに向けた参考データとされました。また利用客アンケートも実施、AB間輸送のサービスの実施、運転態度や接客態度の向上、料金に関する要望等が寄せられました。

協会はこの法律の施行に対応、適正化街頭活動の実施、安全運転中央研修所における安全運転研修会の実施などを通じて、業界健全化活動を推進しました。

## 平成18年～20年 運転代行業法見直しに向けて

法律施行5年後の見直しに向けて、協会は内容を検討する作業を2年前から継続して行ってきました。さらに、業界一本化をめざして結成された業界6団体からなる運転代行業団体連絡協議会において検討を加え、6団体代表が警察庁・国土交通省に業界の総意として要望書を提出し意見を交換しました。その間自民党、公明党議員からなる運転代行業議員懇話会からヒアリングを受け、業界の現状と問題点を提示し、これをもとに論点整理したものを議員団は行政当局に改善の申し入れを行いました。なお懇話会の席上、当協会以下の代行業界6団体に対し、業界の健全な発展には業界自体の自助努力と業界一本化が不可欠との示唆がありました。しかしながら現在まで活動を継続しているのは6団体のうち当協会と両共済のみで、業界一本化は課題として残されたままです。

警察庁・国土交通省は19年6月から進めてきた法律の見直しについて20年2月「運転代行サービスの利

用環境改善プログラム」として正式に公表しました。この利用環境改善プログラムは、当協会が業界関係団体と取りまとめた『「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」の施行後の現状と問題点（論点整理）』で提示した論点をもとに、利用者側に対するアンケート調査と交通事故等の実態調査の結果を踏まえ、検討のうえ策定されたものでした。

主な改正点は、運転代行業者の損害賠償措置義務の拡充、料金システムに関する透明感の確保、安心して利用できる事業者情報の利用者への提供、代行運転自動車標識の表示方法の改善、健全化に向けた業界団体による自主的な取り組みの支援、等を検討するとのことでした。

## 協会存続の危機を乗り切って

平成20年7月に開催された第13回JDA通常総会において、協会組織拡大の施策として、入会金の廃止、会費月額1万円から5千円へ引き下げが決議され、協会運営の見直しを迫られました。さらに、協会役員選出に不満を持つ業界団体所属の会員が組織的に脱退したため、会員数の激減で、協会運営はさらに厳しさを増しましたが、人件費をはじめとする徹底した経費削減と、会長以下役員各位の奉仕的活動に支えられ、健全に運営をつづけることができました。

## 平成21年～23年 市場環境改善へ向け法改正の期待高まる

平成19年の法律見直しの際に示された利用改善プログラムでは、業界健全化に向けてあまりに不十分だとして、協会は政権与党であった民主党に対し、平成21年12月「法律の改正を求める要望書」を提出しました。さらに翌20年、国民新党本部において両省庁を交えてヒアリングが行われ、協会から提出した要望事項について、行政により手続き上から法律改正、省令改正に仕分けされたものが提示されました。

平成23年10月、警察庁・国土交通省は飲食店向けに「運転代行業に関するアンケート調査」を全県にわたり実施し、その配布・回収について当協会に協力の要請がありましたので、担当する県の支部長に尽力いただき、作業を無事完了しました。

当協会はそれに先立ち、業界の問題点を運転代行業者自身がどう考えるかについて、協会会員および無作為に抽出した事業者にアンケート調査を実施し、

行政に提出しました。  
結果、事業者の最大の問題を「代行料金の低料金化」とらえていることが明らかになりました。両省庁には、その他多様な問題を抱えている現状を理解いただき、法改正を視野に入れた諸施策の実現に役立てていただくよう、お願いしました。

## 平成23年～25年頃 法改正に向けて国交大臣に要請書

平成23年11月、国土交通省前田大臣と中田自動車局長に、アンケート調査結果を添えて法改正の必要性を訴え、要請書を提出しました。  
その結果、平成24年3月、警察庁・国土交通省は「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を発表し、パブリックコメント等の手続きを経て実施されることになりました。  
両省庁では、今回の対策発表前に業界の窓口である当協会に、内容についての意向打診があり、至急理事会において詳細を検討した結果、これを了承し業界の意見として両省庁へ提出しました。

## 省令改正で随伴用自動車のペイント表示化、 通達改正など、業界健全化へ前進

平成25年1月、改正国土交通省令が公布され、3月31日から随伴用自動車の表示方法の固定化（ペイント等で表示）、求められたときの領収書の発行、料金概算額の算出根拠の説明などが義務付けられました。併せて警察庁は行政処分歴（ネガティブ情報）の公表基準を決定、悪質業者の自然淘汰、業界全体の健全化が促進されることになりました。

## 優良運転代行業者評価制度発足 業界一体化による初の試み

平成24年3月発表の「更なる健全化対策」において両省庁から業界に創設を示唆された「優良運転代行業者評価制度」を立ち上げるため、協会は運転代行振興機構に呼び掛け、制度設計に取り組みました。  
その結果、大枠を取り決めたうえ制度運営の公平を期すため、協会・機構が協議し「優良運転代行業者評価認定委員会」を設置することとして、委員長を元協会会長埴氏、副委員長を東京交通新聞社長二村氏に委嘱しました。  
対象は認定を受けて2年以上経過した業者、認定基準は①損害賠償措置が万全であること②随伴用自動車が任意保険に加入していること③運転代行業法を順守していること④納税申告義務を果たしているこ

と⑤代表者が過去2年以内に悪質な法令違反を犯していないこと、でした。  
平成25年7月から申請を受け付け、厳重な審査を経たのち、全国489社が優良認定ステッカーを随伴車に貼付し営業できる優良業者として認定を受け、これにより業界初の制度が発足しました。協会はこの制度を実施することを公益事業として位置付け、予算措置を講じ本格的に取り組むこととしました。

## 公益法人認定に適合して 公益社団法人として新発足

国が進める公益法人改革に向け、協会としていかに対応するかについてJDA第16回総会で審議され、満場一致で公益認定申請が承認されました。事務局ではただちに公益事業体制の整備と公益事業立案に着手し、平成23年7月に内閣府へ公益認定申請を行った結果、10月に公益認定等委員会から公益社団法人としての基準に適合するとの認定をいただき、平成24年4月1日をもって公益社団法人全国運転代行協会として新たなスタートを切ることになりました。協会は、交通安全講習会と飲酒運転根絶キャンペーン街頭活動を公益事業に位置付けて事業計画に掲げ、協会理事・支部長各位の協力を得て、平成25年度実績で交通安全講習会12回、飲酒運転根絶街頭活動28回という目標を遙かに上回る結果を得ることができました。

## 平成26年 代行事務・権限を地方自治体へ移譲

平成26年5月の参議院本会議で、自家用車有償旅客運送と自動車運転代行業の事務・権限を国から自治体に移す「地方分権改革一括法案（道路運送法、運転代行業法などの一部改正案）」が賛成多数で可決、成立しました。施行は平成27年4月1日です。  
運転代行業に係る具体的な事務・権限の主な内容は、都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意、認定の取消しに係る事前の協議・同意、変更の届出の通知の受理、認定証の返納の通知の受理、運転代行業約款の受理と運転代行業者に対する報告徴収及び立入検査、都道府県公安委員会による業者に対する指示に係る通知の受理、同委員会による営業の停止命令の要請、同じく停止命令に係る事前の協議・同意、同じく廃止命令に係る事前の協議等です。  
協会では、これを業界健全化のための絶好の機会とらえて、さまざまな施策の実施を立案中です。

# 平成26年度も全国で支部活動を活発に展開

## 交通安全講習会

### ●沖縄県支部

5月22日、協会沖縄県支部（新崎支部長）では、沖縄県運転代行業・適正化協議会と合同で、県内の運転代行業界の健全化に向けた交通安全講習会を、県北中城村「あやかりの杜」で開催しました。



### ●栃木県支部

8月17日、協会栃木県支部（板橋支部長）では、栃木県教育会館において交通安全講習会を開催。協会丹澤会長の講演、県警本部交通企画課池澤担当官及びJD共済協同組合金澤講師による事故防止に関する研修など、盛りだくさんの内容の講習会でした。



### ●滋賀県支部

11月8日、協会滋賀県支部（辻支部長）では運転代行協会・滋賀と連携して近江八幡市の県立男女共同参画センターにて交通安全講習会を開催しました。



### ●神奈川県支部

11月10日、協会神奈川県支部（霜鳥支部長）では、神奈川県運転代行協会との共催で、横浜情報文化センターにて交通安全講習会を開催しました。この講習会は今年4回目、15事業者が参加されました。



## 飲酒運転根絶街頭活動

### ●茨城県支部

8月3日、協会茨城県支部（中山支部長）では土浦キララまつり会場ステージにおいて、飲酒運転根絶キャンペーンを実施。総勢30名でチラシやティッシュを参加者に配布し飲酒運転根絶を訴えました。



### ●北海道支部

8月24日、協会北海道支部（樋渡支部長）では千歳市の麒麟ビール北海道工場で開催された「麒麟北海道ビアフェスタin千歳」に参加し、1万人を超える来場者に飲酒運転根絶の受け皿である運転代行の存在をPRしました。



## 飲酒運転根絶街頭活動

### ●北海道支部(続)

9月26日、札幌市役所聖火台広場で開催された北海道小売酒販組合連合会主催の「未成年者飲酒防止・飲酒運転根絶」街頭キャンペーンに協会北海道支部として協賛・参加しました。



10月9日、十勝地方運転代行連合会と合同で帯広市内国道241号線沿いで「『飲酒運転根絶・交通安全』旗の波作戦」を実施しました。会員事業者より総勢30名が国道歩道沿いから通行車両に向け「飲酒運転根絶・交通安全」を1時間にわたり訴えました。

### ●栃木県支部

9月14日、協会栃木県支部（板橋支部長）では宇都宮市内オリオンスクエアで開催された、宇都宮カクテル倶楽部主催の「COCKTAIL NIGHT 2014」会場において、飲酒運転根絶と運転代行利用促進の街頭活動を行いました。お酒にかかわるイベントでの活動はかきわめて効果的で、支部会員一同手応えを感じていました。



### ●山梨県支部

9月18日、協会山梨県支部（田中支部長）と山梨県支部運転代行協会は合同で甲府市小瀬スポーツ公園で開催された甲府市と南甲府警察署共催の「秋の全国交通安全運動」出発式に参加しました。また翌19日には支部と県協会は笛吹市からの依頼により「秋の全国交通安全運動」石和温泉駅前啓発キャンペーンに参加し、飲酒運転根絶と運転代行の利用促進PRの街頭活動を行いました。

さらに22日には甲斐市農林高校付近の通称アルプス通沿いで実施された、甲斐市・韮崎警察署共催の「秋の全国交通安全運動開始式」に参加し、最終日の30日には甲府市貢川の通称美術館通りにて甲府警察署主催の街頭活動「交通事故死ゼロを目指す日」に参加しました。

なお、26日には運転代行業者を対象に、AB間輸送禁止を訴求するピラを配布しました。これは山梨県警察本部交通企画課が主催し、甲府警察署、山梨運輸支局、協会山梨県支部、支部運転代行協力が参加し実施しました。運転代行業者を対象に行政と合同で行う活動は山梨県では初の試みで、健全化に向けての成果が期待できます。



### ●滋賀県支部

9月20日、協会滋賀県支部（辻支部長）は守山署で行われた同警察署主催の「秋の全国交通安全運動」出発式に参加しました。また22日には彦根市パリヤで実施された彦根警察署主催の飲酒運転根絶のための啓発活動に参加し、翌23日には守山警察署主催の「交通安全フェスタinらぼーと守山」会場に、運転代行協会・滋賀と協力して随伴用自動車と地域防犯パトロール車を展示して、運転代行業のPRに努めました。



### ●奈良県支部

9月27日、協会奈良県支部（柳瀬支部長）は奈良西警察署主催の飲酒運転根絶活動に参加しました。このイベントは「飲酒運転大根絶作戦」と題して、

ミス帝塚山大学に一日署長を委嘱し、少年剣士とともに警察署前で車両を止めドライバーにダイコンを配り飲酒運転根絶を呼び掛けるというユニークなイベントでした。



### ●長崎県支部

9月21日から23日までの3日間、協会長崎県支部（山口支部長）と長崎県自動車運転代行業連絡協議会が県内各地を巡回して、飲酒運転根絶と運転代行利用促進、高齢者事故防止、安全運転マナー向上をティッシュとチラシを配りながら県民各位に訴えました。これは県内71事業者が総走行距離600キロをリレー形式で実施したものです。



## その他の活動

### ●飲酒運転させないTOKYOキャンペーン

7月1日、東京・ベルサール秋葉原にて「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」が行われ、協会本部事務局が参加しました。本キャンペーンは飲酒機会が増える時期をとらえ、飲酒運転根絶に向けたさまざまな施策を推進するため、警視庁や東京都が毎年7月に実施しているもので、今年も7月1日から7日まで行われました。



### ●滋賀県「交通安全推進大会」

9月5日、近江八幡市文化会館の大ホールで、滋賀県・滋賀県警察本部他共催の「滋賀県交通安全推進大会」が開催され、当協会滋賀県支部（辻支部長）が参加しました。



### ●沖縄県飲酒運転根絶県民大会

10月21日、沖縄市の沖縄市民会館で、沖縄県、沖縄県議会、沖縄県警察本部主催の「飲酒運転根絶県民大会」が開催され、協会沖縄県支部（新崎支部長）が参加しました。



### ●神奈川県飲酒運転根絶県民大会

11月6日に、神奈川県交通安全対策協議会主催の「2014飲酒運転を根絶しよう!!県民大会」が藤沢市民会館で開催、協会神奈川県支部（霜鳥支部長）が参加、飲酒運転根絶を来場者に呼び掛けました。

